

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について（参考様式）

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

| 区分 | 色 麻 町 | | | | | 国（行政職俸給表（二）） | | | | 民 間 | | | | | |
|---------|-------|-----|----------|----------|------------------|--------------|--------|----------|----------|-----------------|------|--------|--|---------------------------------------|----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 賃金構造基本統計調査(宮城県) | | | 平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会) | 平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院) | |
| | | | | | | | | | | 民間類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 | |
| 全 体 | 46.7歳 | 11人 | 229,073円 | 233,782円 | 237,980 | 48.8歳 | 5,193人 | 287,094円 | 320,514円 | | | | | | |
| うち調理員 | ※歳 | ※人 | ※円 | ※円 | －円 | | | | | | 調理士 | 41.8歳 | 240,500円 | — | — |
| うち用務員 | 42.3歳 | 4人 | 239,450円 | 249,725円 | －円 | | | | | | 用務員 | 53.9歳 | 227,200円 | 287,307円 | 301,590円 |
| うち学校給食員 | 47.4歳 | 5人 | 226,540円 | 227,340円 | －円 | | | | | | 調理士 | 41.8歳 | 240,500円 | — | — |
| | 歳 | 人 | 円 | 円 | 円 | | | | | | — | — | — | — | — |
| | 歳 | 人 | 円 | 円 | 円 | | | | | | — | — | — | — | — |

【項目説明】

※1 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

※2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。

※3 「色麻町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※4 色麻町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。

※5 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「色麻町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

○平均給与月額に計上されている諸手当

| 色麻町「平均給与月額」 | 色麻町「平均給与月額(国ベース)」 | 国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」 | 賃金構造基本統計調査における平均給与月額 | 平成19年職種別民間給与実態調査 における平均給与月額 |
|---|--|---|--|--|
| 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。 | 扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 寒冷地手当 | 扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当 | 職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等 | 職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等 |

【注釈】

※1 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。

※2 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。

※3 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。

※4 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

※5 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2)職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

| 区 分 | 20歳未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳以上 | 合 計 |
|---------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|----------|
| 全 体 | 人 | 人 | 人 | 人 | 1人 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 | 1人 | 2人 | 人 | 11人 |
| 平均給与月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | ※円 | ※円 | ※円 | ※円 | ※円 | ※円 | ※円 | 円 | 233,782円 |
| うち調理員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 1人 | 1人 | 人 | 人 | 人 | 2人 |
| 平均給与月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ※円 | ※円 | 円 | 円 | 円 | ※円 |
| うち学校給食員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 1人 | 人 | 人 | 1人 | 1人 | 人 | 2人 | 人 | 5人 |
| 平均給与月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | ※円 | 円 | 円 | ※円 | ※円 | 円 | ※円 | 円 | 227,340円 |
| うち用務員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 2人 | 1人 | 人 | 人 | 1人 | 人 | 人 | 4人 |
| 平均給与月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ※円 | ※円 | 円 | 円 | ※円 | 円 | 円 | 249,725円 |

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3)その他給与に関する事項

①技能労務職員等に適用する給料表について

| 適用給料表 | 給料表の構造 |
|----------------|-------------------|
| 国の行政職給料表(二)を適用 | 級は3級までを適用(国は5級まで) |

②技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

| 特殊勤務手当数 | | 4 | |
|--------------------|--------|--|------------------------------|
| 手当の名称 | 支給対象職員 | 支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 防疫作業手当 | 0人 | 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、条例に掲げる作業に従事したとき | 日額 400円 |
| 野犬捕獲手当 | 0人 | 野犬が主没し、住民に危害を加え又は加えるおそれがある場合において捕獲業務 | 日額 1,000円 |
| 特殊自動車作業従事手当 | 0人 | 町道の補修又は除雪作業のため特殊自動車の運転業務 | 町道の補修作業日額350円 除雪作業 日額550円 |
| 特殊危険物質(ザリン等)取扱作業手当 | 0人 | 特殊危険物質又はその疑いのある物質に対して直接行う作業業務 | 日額 2,600円 |
| | | | |
| | | | |

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

| 手 当 名 | 国の制度と異なる手当の内容 |
|--------|---------------|
| 特殊勤務手当 | 野犬捕獲手当 |

③技能労務職員等の昇格・昇給基準について

昇給については、給与構造改革の導入により、勤務成績の反映を一層細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割にされたところです。この目的を達成するため、現在1月1日から12月31日までの1年間における姿勢・態度、業務遂行能力や業績などを評価し、その評価結果に基づき、1月1日に実施する昇給の区分を決定することとしております。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

色麻町定員適正化計画において、職員の定員管理については厳しく管理している状況であり、技能労務職員については、原則退職者不補充とし、業務の民間委託を推進していく計画である。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

- ① 定員について
技能労務職については、退職不補充としており、これまでの業務の民間委託への切替えを実施し、定員の削減を図っています。
- ② 給与について
現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。
- ③ 諸手当について
各種手当についても、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。